します。

新しい高齢受給者証を受け

はまる場合、申請により の条件のいずれかにあて 中の世帯収入合計額が次

の方に、新しい高齢受給者証

証をお持ちの方で、27年

3割負担の高齢受給者

3割の方へ

70歳~74歳の 国保加入者の収入合計額

383万円未満

520万円未満

を郵送により7月中にお届け

~昭和21年7月1日生まれ)

7月31日で有効期限が切れる

また、古い高齢受給者証は

月から適用されます。

された場合、申請月の翌になります。申請が認定 負担割合が1割又は2割

70歳~74歳の 国保加入者の人数

2人以上

(本人のみ)

圓=保険年金課資格担当

\$\frac{1}{41}\$.5130

ため、8月1日以降は使用で

きません。保険年金課へ返却

番窓口

使いください。

かめのうえ、8月1日からお 取られたら、記載内容をお確 金機構から既にお送りしてい

と、年金の支払いが差し止め

所得状況届等の提出がない

機関での納付又は口座振替)

通徴収(納付書による金融

② 7~9月は普通徴収、

月以降特別徴収

①7月~平成29年3月が普

~③のいずれかの内容です。

%

お知らせは、次の①

お知らせ (※1) します。 保険料の納付方法について

受給されている方は、日本年

国民年金の障害基礎年金を

書が必要です。)

|礎年金の所得状況届等をご提出くださ

民年金からのお知らせ

70~7歳(昭和16年8月2日

京都市国保に加入している

負担割合が

同齢受給者証の

お送りします

民 *S*;" h h

市

高齢受給者証を新しい

み処分してください。 いただくか、細かくきざ 民健康保険からのお知らせ

以降に京都市外から転入され 日までに保険年金課へ提出し てください。(28年1月2日 る「所得状況届」 、前住所地の所得証明 等を7月末 られる場合がありますのでご

金担当(A41·5138) ■=保険年金課保険給付・年 注意ください。 1

問=保険年金課資格担当 (☆

徴収、10月以降普通徴収

③4月、6月、8月は特別

1階⑤番窓口)

所では、台

土木事務

自治会・町内会に入って住みよいまちに ~京都市は、自治会・町内会を 応援しています~ 「みんなで空き家対策を考えよう」事業

上京区では、空き家にならないための予防と空き家 活用の推進を行っています。空き家の予防や活用を行 うためには、適正な遺産相続を行うことが大切です。

この度、司法書士をお招きして、相続相談会を開 催します。家族の皆様が集うお盆の時期となります。 相続について気がかりな方、そろそろ遺産相続につ いて考えておきたい方、ぜひこの機会に専門家へ相 談してください。

上京区相続相談会

日時 8月15日 (月) 13:30~16:30 8月16日 (火) 13:30~16:30 区総合庁舎1階 まちづくり推進担当相談室

各日先着6名(1名につき30分) ※相談無料

圓=地域力推進室(振興担当)(☎441-5040)

します。

旬に新しい減額認定証を郵送

していただかなくても7月下

に該当される方には、申請を

今年度から、次の要件(※2)

お持ちの方へ

%

保険証の負担割合が

非課税の場合

なお、長期入院該当者や世

「1割」で世帯全員が住民税

医療保険料のお知らせ 今月中旬に後期高齢者 お送りします。 齢者医療保険料のお知らせを 療保険料が、正式に決まりま したので、7月中旬に後期高 平成28年度の後期高齢者医

料額と、10月、12月、平成28年度の正式な保険 に保険料を納付いただく方) 険料額をお知らせします。 29年2月に特別徴収する保 からの引落とし)されている方 → ア以外の方(フ月以降 ア 4月から特別徴収 年金

平成28年度の保険料額と、

ります。 は 帯に所得不明者がおられる方 、従来通り申請が必要とな

日の減額認定証は8月1日以 有効期限が平成28年7月31

月末に新しい受給者証を、資

格喪失の方には資格喪失通知

い、受給資格のある方には7からの受給資格の判定を行

得証明等の書類の提出が必要 書を送付します。(判定に所

な場合があります。ひとり親

(現

降使用できなくなります。 ⑩=保険年金課保険給付・年 課にお問い合わせください。 が届かない場合は、保険年金 7月中に新しい減額認定証

> 沢届) の提出が必要です。) 家庭等医療は更新申請書

由により資格喪失となった方

所得の修正や世帯構成

更新の際に所得超過等の理

金担当(144・5138)

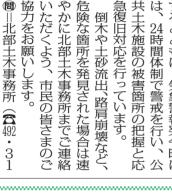


なることがありますので、 に変更があった場合、対象と

520万円未満 土のうの備蓄やパトロールを実施 どによる災 集中豪雨な 発している 風や近年多 害に備え、

70〜74歳の国保加入者と 国保から後期高齢者医療制度に移った方の収入合計額

は、24時間体制で警戒を行い、公するとともに、気象警報発令時に いただくよう、市民の皆さまのご やかに北部土木事務所までご連絡 危険な箇所を発見された場合は速 急復旧対応を行っています。 共土木施設の被害箇所の把握と応 倒木や土砂流出、路肩崩壊など、





前回の正解は出町桝形 **商店街の石だたみです**。

で、この道は鯖が運からの街道の終着点

て商店街を構成して います。ここは若狭 は出町桝形と呼ばれ がとうございました。 河原町今出川周辺 多数のご応募あり

(五年・102) 親家庭等医療・重度心身障害者医療・老人医療:福祉介護課福祉担当(五年・5102、図番窓口) 重度障害老人健康管理費:保険年金課保険給付・年金担当(五年・1000分え、〒6000 大のうえ、〒6000 大のうえ、〒6000 大のうえ、〒6000 大のうえ、〒6000 大のうえ、〒6000 大のうえ、〒6000 大のうえ、〒6000 大のうえ、〒6000 大の方に記念品を差し上げます。 はれていたために鯖衛道とではれていたために鯖街道とではれていたために鯖街道とではれていたために鯖街道とではれていたために鯖街道とではれていたちが描いた絵が石だたみにデザインされています。 アーケードの下の路面を見ながら歩くのも一興でしょう。(い)

第244回

倒木の様子



ヒント

で。締切りは7月31日(消印有

こは狛犬ではありません。 上京区役所「かみぎょう」係ま 記入のうえ、〒82-8511

は紙面で掲載の場合あり)をご の方に記念品を差し上げます。 年齢・本紙への感想等 はがきに、答えと住所・氏名 正解者の中から、抽選で3名

い。 り資格喪失となった方でも対 うため、前回、所得超過によ 中に申請してください。) 健康管理費については、 象となることがありますの てください。(重度障害老人 で、その場合は8月に申請し 前年の所得により判定を行 7月

前年の所得等をもとに8月 の場合は再度申請してくださ (子ども医療を除く)

被保険者(65歳以上)の方 保険料のお支払い方法 京都市にお住まいで、年額18 万円以上の老齢・退職・障害・ 遺族年金を受給しておられる方 年金からの引落し(特別徴 になります。(年度途中で、 65歳になられた方、本市に転 入された方などを除く。)

● 上記以外の方は、通知書につづ られている納付書にてお納めく ださい。(既に口座振替を利用 されている方は、通知書のみで 納付書は添付されていません。)

※便利な口座振替による納付もで きます。ご希望の方は、預貯金 □座をお持ちの金融機関又はゆ うちょ銀行(郵便局)にお申し

@=福祉介護課介護保険担当

平成28年度 保険料道 送付します

平成28年度介護保険料の確定 額の通知書を7月下旬までに送 付します。

からのお知らせ

減額認定証を限度額適用・標準負担額

京都市介護保険の第1号